

## 諮問事件第55号

「令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分ころ〇〇市〇〇眼科に〇〇署、〇〇、〇〇、〇〇が来た。私は労災で受診していたが医者が医学的な根拠・理由を説明せず、ウソの理由で警察を呼んだ。警察は医者を替えるよう誘導した。私は正当な理由なく処方を受けられなかった為記録一式。」  
の個人情報部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

## 第1 審議会の結論

群馬県警察本部長の決定については、別紙の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきである。また、新たに110番通報記録及び相談業務報告書を個人情報開示請求に係る個人情報として特定し、改めて、開示決定等をすべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和4年4月8日付けで、「令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分ころ〇〇市〇〇眼科に〇〇署、〇〇、〇〇、〇〇が来た。私は労災で受診していたが医者が医学的根拠・理由を説明せず、ウソの理由で警察を呼んだ警察は医者を変えるよう誘導した。私は正当な理由なく処方を受けられなかった為記録一式。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報を令和4年4月4日付けで、群馬県〇〇警察署において作成した宿直事件事故等取扱記録表（以下「本件宿直記録」という。）に記録された請求人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年4月20日に請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年4月26日付けで、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する

同法第30条第1項の規定に基づき、令和4年7月2日付けで反論書を作成し、諮問庁に提出した。

## 6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、令和4年7月21日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

## 第3 請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。
- (2) 本件請求に係る個人情報は本件個人情報以外にも存在すると思われる。

### 2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書

- ア 本件個人情報は、請求人が業務において〇〇の被害を受け、労災により〇〇眼科へ通院していた。令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、〇〇警察署の警察官が介入したものであった。
- イ 請求人は、眼科医師から医学的説明、理由を聞かされないのに警察官によって説明も受けられなかったばかりか、医者を替えるよう誘導された。
- ウ 処方されるべき点眼薬も受けられなかった。自身の体の目に痛みがあったにもかかわらず放置された。
- エ 人としての基本も守られない状況で警察官の取扱記録表にも体裁を整え事実と違う記載がされるなど、これが適正な警察業務とは言えず全てを明らかにする必要がある。

#### (2) 反論書

- ア 請求人の個人の利益である基本的人権が侵害された事案である。
- イ 請求人は目に痛みを訴えていても臨場した3名の警察官がいて、点眼薬の処方も受けられず帰宅させられた。
- ウ 本件宿直記録から当時1時間以上対話があつて正確な事実は省かれており、医療の放置も確認することはできない。
- エ 請求人の求めた開示請求は他に存在するとは判断できない。
- オ 本件宿直記録の黒塗りの番号が他の2名の記録でなければ当然

開示されなければならないし、他2名の記録がないこと自体があやしい対応である。

カ 非開示に妥当性が見出せない。調査をし、全て開示していただきたい。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書、実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

##### 1 弁明書

###### (1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 群馬県〇〇警察署で作成した令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの宿直事件事故等取扱記録表を特定した。

イ 本件宿直記録は、群馬県〇〇警察署において令和〇〇年〇〇月〇〇日午後5時15分から翌5日午前8時30分までの当直時間中に取り扱った事件事故等の概要等を一覧表形式でまとめたものであり、「届出状況」、「指令番号」、「受理月日」、「受理時間」、「出勤場所」、「出勤車両」、「取扱事案」、「事件事故等の概要」の欄及びそれぞれの事案に対応した勤務員及び地域課員が記載されるものである。

ウ 本件宿直記録の整理番号「1」で記載されている「もめごと」が、本件請求に係る事案（以下「本件もめごと事案」という。）である。

###### (2) 本件宿直記録の一部を対象外とした理由について

本件宿直記録の整理番号「1」以外の整理番号で記載されている事案は、本件請求の内容とは関係がない第三者に係る事案であることから対象外とした。

###### (3) 本件請求に係る個人情報の一部を開示しない理由について

本件宿直記録に下記ア及びイのとおり非開示情報が含まれているが、「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当することから、条例第14条第1項及び第2項に基づき本件決定を行ったものであり、非開示とした部分及び理由は次のとおりである。

ア 勤務員及び地域課員のうち警部補（同相当職を含む。）以下の職員  
の氏名について

当該氏名については、開示することにより、当該職員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めて実施機関が定める職にある職員  
の氏名であることから、条例第13条第3号ただし書ハに該当する。

イ 「事件事故等の概要」欄の記載事項の一部について

(ア) 条例第13条第3号該当性

- a 「事件事故等の概要」欄には、警察への通報を行った請求人以外の者の氏名、立場、通報内容及び当該通報に対して行われた処理に関する情報（以下「本件通報者情報」という。）が記載されている。
- b 本件通報者情報は、請求人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、通報者が特定され得る情報であるとともに、通報者の権利利益を害するおそれがある情報であることから条例第13条第3号本文に該当する。  
本件通報者情報は、その内容に鑑みれば、条例第13条第3号ただし書イからハまでには該当しない。
- c 当時、当該事案の現場に職員が臨場し、請求人から事情聴取等をしていることから、本件通報者情報のうち警察に対して通報があったことや当該事案の概要については、同人が慣行として知ることができた情報と認められ、条例第13条第3号ただし書イに該当するため開示した。

(イ) 条例第13条第7号該当性

- a 警察が事件等を迅速かつ的確に処理するためには、事件等の発生に際し、目撃者等がためらいなく通報を行える必要がある。
- b 通報者及び通報内容に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるとして、警察への信頼が失われ、警察に通報しようとする者が、通報をためらうようになるなど、通報を受理する事務及び事案に対処する事務の遂行に重大な支障を来すおそれがあることから本件通報者情報は条例第13条第7号に該当する。

(4) 条例第14条の2では、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」に、非開示情報の裁量的開示を認めているが、本件通報者情報を開示することによる利益が非開示とすることによる利益に優越するとは認められず、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関は本件請求に対し、条例を適切に解釈した上で本件処分を行ったものであり、本件処分を取消し、非開示部分を開示せよという請求人の主張は容認できない。

## 2 口頭説明

(1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 本件もめごと事案について作成された公文書は、110番通報記

録（以下「本件通報記録」という。）、相談業務報告書（以下「本件報告書」という。）及び本件宿直記録である。

イ このうち本件通報記録及び本件報告書は、請求人以外の第三者からの通報及び相談を記録した請求人以外の第三者の個人情報であり、請求人の個人情報に該当しないと判断し、本件請求の対象となる個人情報として特定していない。

ウ 警察が第三者から相談を受け本件報告書を作成していること自体が第三者の個人に関する情報であり、第三者に開示されるということになれば、相談者との信頼関係が失われ、警察に相談しようとする者が相談をためらうようになるなど、相談業務に支障を来すおそれがあることから、相談者の情報は、条例第13条第7号に該当すると考える。

エ なお、本件もめごと事案の当事者から事情聴取した結果、犯罪性は認められなかったため、その他の公文書は作成していない。

(2) 本件宿直記録の一部を対象外とした理由について

本件宿直記録は、当直時間中の勤務員が、臨場した職員から事情聴取し、事案ごとに一覧表形式で作成しており、整理番号2番以降の取扱事案は本件請求に関係するものではない。

(3) 職員の氏名を非開示としたことについて

ア 本件宿直記録に記載されている警部補以下の職にある職員の氏名を条例第13条第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」として非開示とした。

イ 条例第13条第3号では、ただし書ハで公務員の職務遂行の情報であるときは、当該公務員の氏名を非開示情報から除くことを規定しているが、開示することにより「当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名」については、開示すべき公務員の氏名から除いている。

ウ 警部補以下の階級にある職員は事件事故等の現場で中心となって活動するため、開示請求で開示されると事件事故等の関係者から職員本人やその家族に対して嫌がらせ等を受ける可能性がある。

エ これを受けて、群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号。以下「条例施行規程」という。）第3条で、警部補以下の階級にある職員及びこれに相当する警察の職員を条例第13条第3号ただし書ハの実施機関が定める職にある公務員と規定している。

オ したがって、警部補以下の階級にある者の氏名は非開示としている。

## 第5 審議会の判断

### 1 本件請求に係る個人情報について

- (1) 本件請求に係る個人情報は「令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分ころ〇〇市〇〇眼科に〇〇署、〇〇、〇〇、〇〇が来た。私は労災で受診していたが医者が医学的根拠・理由を説明せず、ウソの理由で警察を呼んだ 警察は医者を替えるよう誘導した。私は正当な理由なく処方を受けられなかった為記録一式。」に記録された個人情報である。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報を本件個人情報と特定した上で、その一部について、条例第13条第3号及び第7号に該当するとして非開示とする本件処分を行った。また、本件宿直記録の一部について、請求人に係る個人情報の対象外とした。これに対し、請求人は、本件処分を取消し、全てを開示すること及び本件宿直記録以外の公文書に記載された個人情報を特定し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 条例の定めについて

#### (1) 条例第13条第3号について

条例第13条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるを含む。）若しくは当該情報に開示請求者以外の個人識別符号が含まれるとき又は当該情報により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとき」には、開示請求に係る個人情報を非開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するときであっても、当該情報を開示しなければならない旨規定している。

なお、同号ただし書ハは、公務員等の職及び氏名であっても「当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利

益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認め  
て実施機関が定める職にある公務員の氏名」に該当する情報について  
は、同号ハに該当するときであっても、非開示とする旨規定している。

(2) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方  
公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情  
報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務  
又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお  
それがあるとき」には、開示請求に係る個人情報を非開示とする旨規  
定している。

3 本件請求に係る個人情報の特定について

実施機関の口頭説明によれば、本件もめごと事案について作成された  
公文書は、本件通報記録、本件報告書及び本件宿直記録の3点である。  
このうち、本件処分において、本件通報記録及び本件報告書に記載され  
た個人情報を本件請求に係る個人情報として特定しなかったことの妥  
当性について検討する。

(1) 本件通報記録について

ア 本件通報記録について実施機関は、第三者からの通報内容を記録  
したものであり、請求人の個人情報に該当しないと判断し、本件請  
求に係る個人情報として特定しなかった旨主張している。

イ そこで、審議会で見分したところ、記録内容の一部に、他  
の情報と照合することにより請求人を特定の個人として識別する  
ことができる情報が記載されており、請求人の個人情報にも該当す  
ると認められる。

ウ したがって、本件通報記録を本件請求の対象となる個人情報とし  
て特定しないことは妥当ではない。

(2) 本件報告書について

ア 本件報告書について実施機関は、実施機関が第三者から相談を受  
け本件報告書を作成していること自体が第三者の個人に関する情  
報であり、本件報告書が作成された事実を明らかにすると、開示請  
求者以外の個人が本件もめごと事案に関し警察へ相談した事実の  
有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものとなるこ  
とから本件請求の対象となる個人情報として特定しなかった旨主  
張している。

イ しかし、本件報告書を審議会において実際に見分したところ、第  
三者の相談記録以外に通報を受けて臨場した職員から請求人が事  
情聴取を受けた際の会話の内容が記載されていることが認められ



た。このため、本件報告書の記載の一部は請求人の個人情報に該当すると認められる。

ウ したがって、本件報告書を本件請求の対象となる個人情報として特定しないことは妥当ではない。

4 本件宿直記録の一部を対象外としたことについて

審議会で見分したところ、本件宿直記録において「対象外」と記載された部分には、本件請求とは別の事案に関する情報が記載されており、請求人に関する個人情報とは認められなかった。

したがって、当該箇所を本件請求に係る個人情報の対象外とした実施機関の判断は妥当である。

5 非開示情報の該当性について

本件宿直記録において非開示とされた部分の妥当性について検討する。

(1) 勤務員及び地域課員のうち、警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名

ア 審議会で見分したところ、非開示とされていた部分には、いずれも警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名が記載されていた。職員の氏名は条例第13条第3号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当する。

イ 続いて同号ただし書の該当性を検討する。実施機関の主張するとおり、条例施行規程第3条において、条例第13条第3号ただし書ハの「当該実施機関が定める職」として「警部補以下の階級にある職員及びこれに相当する警察の職員をもって充てる職」と定められているため、同号ただし書ハに該当しない。

ウ 同号ただし書イは、慣行として開示請求者が知ることができる情報については開示すべき旨を定めている。本件請求書には、現場に臨場したと思われる職員の氏名が記載されており、本件宿直記録に記載された一部の職員の氏名と一致する。このため、本件宿直記録に記載された一部の職員の氏名は、慣行として請求者が知ることができる情報であるといえる。よって、ただし書イに該当する。

エ その他同号ただし書ロに該当する事情は認められない。

オ なお、実施機関は、警部補以下の階級にある職員は事件事故等の現場で中心となって活動するため、その氏名が開示されると事件事故等の関係者から職員本人やその家族に対して嫌がらせ等を受ける可能性がある旨も主張する。しかし、実施機関の主張から、本件請求によりその氏名を開示したとしても権利利益を不当に侵害するおそれ

があるとは認められない。

カ したがって、本件宿直記録において「事件事故等の概要」欄の右側に記載する勤務員及び地域課員の氏名欄のうち、上から２段目かつ右から６列目の欄における１文字目ないし４文字目及び上から３段目かつ右から９列目の欄における１文字目ないし２文字目に掲載されている職員の氏名は、開示すべきである。

キ なお、その余の職員の氏名を条例第１３条第３号により非開示としたことは妥当である。

(２)「事件事故等の概要」欄の記載事項の一部

ア 通報者の氏名及び通報内容

(ア)「事件事故等の概要」欄１行目及び２行目の記載事項の一部について非開示とされていた部分には、本件もめごと事案に関して警察へ通報を行った者の氏名及び通報内容が記載されている。

(イ) 通報者に関する氏名等は、条例第１３条第３号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるときに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(ウ) したがって、当該部分は、条例第１３条第３号に該当し、同条第７号について判断するまでもなく、非開示としたことは妥当である。

イ 事案の処理に関する情報

(ア)「事件事故等の概要」欄８行目部分には、本件もめごと事案において行われた処理に関する情報として実施機関が本件報告書を作成したことが記載されている。

(イ) 通報者から相談を受け実施機関が本件報告書を作成したことは条例第１３条第３号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当する。

(ウ) 続いて同号ただし書の該当性を検討する。本件もめごと際に職員が臨場した経緯から、請求人以外の第三者が警察へ通報や相談したことは当然請求人が知り得るところであり、本件もめごと事案に関して本件報告書のような公文書が作成されることは、請求人において容易に推知できる情報であり、請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するといえる。このため、条例第１３条第３号ただし書イに該当する。

(エ) また、このような事情のもとでは本件報告書が作成されたことを明らかにしても、相談者との信頼関係が失われ、警察に相談しようとする者が相談をためらうようになるなど相談業務に支障を

来すおそれがあるとは認められない。このため、条例第13条第7号に該当するとは認められない。

(オ) したがって、当該部分は条例第13条第3号及び第7号のいずれにも該当しないものであることから、開示すべきである。

6 請求人その他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

7 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、本件個人情報を特定し、その一部を開示した実施機関の決定については、実施機関において、本件個人情報のほかに本件請求に係る個人情報として、110番通報記録及び相談業務報告書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示、非開示の判断をして決定をすべきである。

また、実施機関が条例第13条第3号及び第7号に該当するとして非開示とすべきとしている部分のうち、別紙の「開示すべき部分」に掲げる部分は、同条第3号及び第7号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第3号に該当すると認められるので、同条第7号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当であると判断した。

8 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和4年 7月21日	諮問
令和4年 8月31日 (第101回審議会)	審議 (本件事案の概要説明及び諮問庁の口頭説明)
令和4年10月20日 (第102回審議会)	審議
令和5年 3月13日	答申